令和４年度　　一般廃棄物処理施設維持管理状況の情報の公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公開します。

施設名称　公立　中部上北最終処分場
設置場所　青森県上北郡七戸町字鉢森平185番地4
設置者名　中部上北広域事業組合　管理者　小　又　　勉
問合せ先　中部上北環境衛生管理事務所　℡　0175－63－2336

設置又は変更の許可申請書等に記載すべき事項

一般廃棄物処理施設の設置の場所	青森県上北郡七戸町字鉢森平185番地4			
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設（最終処分場）			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	昭和62年8月18日	受理書交付月日	昭和62年8月31日	許可番号　青環第642号

処　理　対　象　範　囲	七戸町、東北町		
処理対象廃棄物の種類	不燃ごみ、粗大ごみ		
埋立地の面積及び埋立容	30,337㎡　　200,953㎥　　（第1期、第2期分）		
処理方式及び構造の概要	埋立方式	サンドイッチ工法	
	埋立地の構造	準好気性埋立地	
設　備　の　概　要	囲　　い	ネットフェンス　H＝1.8m	
	表　　示	「中部上北一般廃棄物最終処分場」の立札	
	地滑り防止又は沈下防止工	種子吹付工	
	廃棄物流出防止工	土堰堤　H＝5.0m	
	浸出液による汚染防止措置	遮水工	加硫系ゴムシート　T＝1.5m/m
		集水設備	有孔ヒューム管Φ400　ℓ＝135m　・　有孔ヒューム管Φ200　ℓ＝203.5m
		浸出液処理設備	接触ばっ気方式　　計画処理量　55㎥/日
	地表水流入防止工	L＝1396.4m	
	外周仕切工	特になし	
	腐食防止措置	特になし	
	内部仕切工	特になし	
	その他	ガス抜き設備の設置（竪型集排水設備兼用）　VPΦ150（有孔）にふとん籠を組み合わせたもの	

当該一般廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報

1. 埋め立てた一般廃棄物の種類及び量　　（前年度末埋立残容量　　4,772　㎥）

ごみ種類（単位:t）	令和4年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集粗大・不燃ごみ等	256.46	33.38	31.39	27.79	25.49	26.60	27.72	28.31	29.75	26.03			
一般搬入粗大・不燃ごみ	671.38	161.22	93.53	60.77	39.91	82.05	43.16	39.87	118.90	31.97			
直接資源化等	△ 326.79	△ 28.00	△ 54.73	△ 24.69	△ 25.54	△ 28.98	△ 63.77	△ 58.45	△ 29.60	△ 13.03			
副産物（燃えがら等）	196.22	24.10	29.11	14.75	23.98	21.04	25.45	17.40	21.05	19.34			
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
合　計	797.27	190.70	99.30	78.62	63.84	100.71	32.56	27.13	140.10	64.31	0.00	0.00	0.00

2. 最終処分基準省令第1条第2項の規定による点検に関する次に掲げる事項

点検項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点検日	4月21日	5月19日	6月20日	7月15日	8月22日	9月21日	10月20日	11月21日	12月20日			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
調整池	点検日	R4.4.22	5月20日	6月21日	7月16日	8月23日	9月22日	10月21日	11月22日	12月21日			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
遮水工	点検日	4月21日	5月19日	6月20日	7月15日	8月22日	9月21日	10月20日	11月21日	12月20日			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
浸出水処理設備	点検日	4月14日	5月18日	6月16日	7月13日	8月12日	9月14日	10月13日	11月11日	12月9日			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			

異常があった場合の措置状況

異常があった点検項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	異常があると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容

3．最終処分基準省令第1条第2項第10号及び第14号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府厚生省令第2号。以下「維持管理基準省令」という。）第1条第1号及び第3号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) 放流水

	項　目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取年月日	－	－	4月11日	5月17日	6月1日	7月1日	8月4日	9月13日	10月12日	11月14日	12月7日			
	測定結果取得日	－	－	4月25日	6月1日	6月24日	7月15日	8月22日	9月27日	10月27日	12月1日	12月22日			
月一回測定	水素イオン	5.8～8.6	－	7.3	7.5	7.7	7.5	6.8	6.9	7.3	7.9	7.8			
	生物化学的酸素要求量	60以下	mg/ℓ	4.0	2.7	0.8	0.5未満	7.5	2.3	0.6	1.4	1.4			
	化学的酸素要求量	90以下	mg/ℓ	4.0	3.9	4.7	6.0	10.0	3.6	8.3	5.3	7.8			
	浮遊物質量	60以下	mg/ℓ	4.0	3.0	2.0	1未満	10.0	7.0	6.0	2.0	7.0			
	窒素含有量	120以下	mg/ℓ	1.5	1.0	1.1	3.0	3.5	16.0	3.7	1.5	2.5			
年一回測定	アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	mg/ℓ			0.0005未満									
	カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/ℓ			0.001未満									
	鉛及びその化合物	0.1以下	mg/ℓ			0.01未満									
	有機燐化合物	1以下	mg/ℓ			0.1未満									
	六価クロム化合物	0.5以下	mg/ℓ			0.01未満									
	砒素及びその化合物	0.1以下	mg/ℓ			0.01未満									
	シアン化合物	1以下	mg/ℓ			0.01未満									
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	mg/ℓ			0.0005未満									
	トリクロロエチレン	0.1以下	mg/ℓ			0.001未満									
	テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/ℓ			0.0005未満									
	ジクロロメタン	0.2以下	mg/ℓ			0.001未満									
	四塩化炭素	0.02以下	mg/ℓ			0.0001未満									
	1．2－ジクロロエタン	0.04以下	mg/ℓ			0.0001未満									
	1．1－ジクロロエチレン	1以下	mg/ℓ			0.001未満									
	シス－1．2－ジクロロエチレン	0.4以下	mg/ℓ			0.001未満									
	1．1．1－トリクロロエタン	3以下	mg/ℓ			0.0005未満									
	1．1．2－トリクロロエタン	0.06以下	mg/ℓ			0.0001未満									
	1,3－ジクロロプロペン	0.02以下	mg/ℓ			0.0001未満									
	チウラム	0.06以下	mg/ℓ			0.0005未満									
	シマジン	0.03以下	mg/ℓ			0.0001未満									
	チオベンカルブ	0.2以下	mg/ℓ			0.001未満									
	ベンゼン	0.1以下	mg/ℓ			0.001未満									
	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/ℓ			0.01未満									
	ホウ素及びその化合物	50以下	mg/ℓ			0.2									
	フッ素及びその化合物	15以下	mg/ℓ			0.2									
	ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	200以下	mg/ℓ			0.2									
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油）	5以下	mg/ℓ			1未満									
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油）	30以下	mg/ℓ			1未満									
	フェノール類含有量	5以下	mg/ℓ			0.01未満									
	銅含有量	3以下	mg/ℓ			0.01未満									
	亜鉛含有量	2以下	mg/ℓ			0.01未満									
	溶解性鉄含有量	10以下	mg/ℓ			0.17									
	溶解性マンガン含有量	10以下	mg/ℓ			0.12									
	クロム含有量	2以下	mg/ℓ			0.01未満									
	大腸菌群数	3,000以下	個/㎤			0									
	燐含有量	16以下　（日間平均8以下）	mg/ℓ			0.02									
	1.4-ジオキサン	0.5以下	mg/ℓ			0.05未満									
	ダイオキシン類	10以下	pg-TEQ/ℓ			0.0034									

(2) 地下水(上流)

	項　目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取年月日	－	－	4月11日	5月17日	6月1日	7月1日	8月4日	9月13日	10月12日	11月14日	12月7日			
	測定結果取得日	－	－	4月25日	6月1日	6月24日	7月15日	8月22日	9月27日	10月27日	12月1日	12月22日			
月一回	電気伝導率	－	－	20	16	14	15	13	14	14	16	20			
月一回	塩化物イオン	－	－	17	18	18	17	16	16	14	17	15			
年一回測定	アルキル水銀	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
年一回測定	総水銀	0.0005以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	カドミウム	0.003以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	鉛	0.01以下	mg/ℓ			0.007									
年一回測定	六価クロム	0.05以下	mg/ℓ			0.01未満									
年一回測定	砒素	0.01以下	mg/ℓ			0.005未満									
年一回測定	全シアン	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
年一回測定	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
年一回測定	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	ジクロロメタン	0.02以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	四塩化炭素	0.002以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/ℓ			0.0002未満									
年一回測定	1．2－ジクロロエタン	0.004以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	1．1－ジクロロエチレン	0.02以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	1．2－ジクロロエチレン	0.04以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	1．1．1－トリクロロエタン	1以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	1．1．2－トリクロロエタン	0.006以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	1,3－ジクロロプロペン	0.002以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	チウラム	0.006以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	シマジン	0.003以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	チオベンカルブ	0.02以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	ベンゼン	0.01以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	セレン	0.01以下	mg/ℓ			0.005未満									
年一回測定	1.4-ジオキサン	0.5以下	mg/ℓ			0.005未満									
年一回測定	ダイオキシン類	10以下	pg-TEQ/ℓ			0.072									
水質異常時の措置		異常の有無													
水質異常時の措置		措置を講じた年月日													
水質異常時の措置		措置の内容													

(3) 地下水(下流)

	項　目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取年月日	－	－	4月11日	5月17日	6月1日	7月1日	8月4日	9月13日	10月12日	11月14日	12月7日			
	測定結果取得日	－	－	4月25日	6月1日	6月24日	7月15日	8月22日	9月27日	10月27日	12月1日	12月22日			
月一回	電気伝導率	－	－	24	25	25	25	22	26	26	25	25			
月一回	塩化物イオン	－	－	18	18	19	20	18	19	19	19	19			
年一回測定	アルキル水銀	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
年一回測定	総水銀	0.0005以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	カドミウム	0.003以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	鉛	0.01以下	mg/ℓ			0.005未満									
年一回測定	六価クロム	0.05以下	mg/ℓ			0.01未満									
年一回測定	砒素	0.01以下	mg/ℓ			0.005未満									
年一回測定	全シアン	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
年一回測定	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/ℓ			不検出									
年一回測定	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	ジクロロメタン	0.02以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	四塩化炭素	0.002以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/ℓ			0.0002未満									
年一回測定	1．2－ジクロロエタン	0.004以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	1．1－ジクロロエチレン	0.02以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	1．2－ジクロロエチレン	0.04以下	mg/ℓ			0.001未満									
年一回測定	1．1．1－トリクロロエタン	1以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	1．1．2－トリクロロエタン	0.006以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	1,3－ジクロロプロペン	0.002以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	チウラム	0.006以下	mg/ℓ			0.0005未満									
年一回測定	シマジン	0.003以下	mg/ℓ			0.0001未満									
年一回測定	チオベンカルブ	0.02以下	mg/ℓ			0.001未満									

ベンゼン	0.01以下	mg/ℓ			0.001未満									
セレン	0.01以下	mg/ℓ			0.005未満									
1.4-ジオキサン	0.5以下	mg/ℓ			0.005未満									
ダイオキシン類	10以下	pg-TEQ/ℓ			0.026									
水質異常時の措置	異常の有無													
	措置を講じた年月日													
	措置の内容													